

1. 件 名 : 「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請（蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更））【6】」

2. 日 時 : 令和4年7月29日（金） 13時29分～15時19分

3. 場 所 : 原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁 :

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、西内安全審査官、大塚安全審査官

九州電力株式会社 :

原子力発電本部 原子力 部長※ 他6名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料 :

・玄海原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について「蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更」（補足説明資料）

・玄海原子力発電所 SG 保管庫共用化及び保管対象物変更に係る保安規定 確認事項

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから玄海原子力発電所のSG保管庫の共用化等に係る保安規定変更認可申請のヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:12	それではまず、原価九州電力の方から説明をお願いします。
0:00:21	はい。九州電力の佐野です。
0:00:23	それでは前回確認の前のヒアリングにて加工確認のありました4点について、ご回答させていただきたいと思います。
0:00:33	前回、4点、
0:00:36	それで先日提出させていただいた資料に基づいて説明させていただきますが、前回、ナンバー24から26の確認事項がありまして、
0:00:47	まず、ナンバー23についてですが、補足説明資料の6で異常が認められた場合の、
0:00:53	場合の必要な措置について具体的な対応内容を資料へ反映することということで、
0:00:59	補足説明資料6-69ページになります。通しで言う資料1の通し69ページで言いますと、
0:01:08	4ポツの方に、各課長が遵守。
0:01:13	C棟で以上三つ目、見つけた場合は、
0:01:17	ゴトウの
0:01:18	業務所掌に基づいて、課長が周東を行い、糸賀氏と補修等を行って、依頼元の課長に連絡すること、異常がなくなったことを確認すること。
0:01:31	異常が認められた場合に必要な措置について、そういったことを、
0:01:35	そういった行為が含まれているということ、補足説明資料の6の方に記載させていただいております。
0:01:42	すいません。ほんで、ナンバー25の方を説明させていただきます。
0:01:49	ナンバー25。
0:01:51	こちらですが、蒸気発生器保管等管理区域図の呼び込みが、
0:01:56	例年から第1編へ店舗されているが、管理区域図自体に変更がないこと。
0:02:02	後反映すること、また、現在の管理区域図の呼び込み等がどのように、よく読み込むようになっているのか、すること。
0:02:10	こちらについても、資料1、
0:02:15	最終ページ、通しで言うと、73ページ。
0:02:20	こちらにですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:23	家の添付市場どのように、
0:02:25	ダイヘンの添付 1 の管理区域図のところで、第 1 編の、
0:02:30	添付 4 をどのように読み込んでいるのか、また管理区域図等に変更がないこと、そういった旨を追記させていただいております。
0:02:38	続きましてナンバー 24 と 26 の確認内容のご説明をさせていただきたいと思っております。説明者かわりますのでどうぞお待ちください。
0:02:49	説明者かわりまして九州電力の青木と申しますよろしくお願いたします。
0:02:54	確認事項の 24 番ですけれども、確認内容につきましては、原子炉容器上部ふたが、技術基準の第 39 条に規定される高放射性的の
0:03:06	固体廃棄物に該当しないことを、個人で判断している旨を資料へ反映することということをいただいております。回答につきましては、
0:03:17	原子炉容器上部ふたが技術基準規則第 39 条に規定される高放射性廃棄物には該当しないことを、技術基準規則の解釈、
0:03:28	第 39 条の 5 第 5 項に規定されます方法で判断している旨を、資料 A と反映してございます。資料につきましては、補足説明資料の 7、
0:03:39	右下通しページの 71 ページに記載をしてございまして、中段の表の下の方になお書き以降で、
0:03:51	記載をしてございます。こちらに資料に反映を
0:03:56	しております。
0:03:57	続きまして確認事項の 26 につきまして、上流文書、設置許可、設置変更許可申請書から保安規定への記載内容、
0:04:10	は、当間 1 編第 1 編だけの記載をしておりましたので、第 2 編分も、資料に追加をしてございます。
0:04:20	資料につきましては、
0:04:22	回答につきましては上流文書、
0:04:26	主事設置変更許可申請書から保安規定への記載について第二本部も資料を追加してございます。
0:04:34	資料につきましては、
0:04:43	説明資料の 2 の通しページ。
0:04:49	右下通しページの 42 ページ以降に、42 ページから
0:04:55	44 ページに、
0:04:59	2 年分の追加した項目を、
0:05:03	記載をしてございます。
0:05:05	説明は以上でございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:13	規制庁西内です。
0:05:16	他に資料 1 とかで変わってるところは特にないって理解でよかったですかね。
0:05:24	九州電力佐野です。資料 1 についてはそれ以外の変更はございません。以上です。はい。規制庁西内です了解しますと。
0:05:33	それでは本件を含めて、全般的に規制庁側から何か確認事項ありますか。
0:05:47	規制庁大塚です。
0:05:48	今日ご回答いただいた内容については、特段、私の方からは、
0:05:54	コメントはありません。
0:05:56	ちょっとそれ以外のところで幾つか確認なんですけども、補足説明資料の 7 ページから、
0:06:04	になるんですけども、
0:06:09	保安規定審査基準の要求事項に対する、保安規定変更条項の整理という資料について、
0:06:17	確認です。
0:06:22	保安規定審査基準が左側に書いてありまして、各基準に関する、
0:06:28	その変更の
0:06:30	有無にかかわらず、
0:06:32	保安規定の条文単位で変更がある場合にはあり、
0:06:36	記載していて、
0:06:38	変更がない場合は、の記載を、
0:06:41	されているという認識なんですけども、九州電力としてもそのような資料の
0:06:49	作成方法で、むしろ作っているという認識でよろしいでしょうか。
0:07:00	はい。九州電力の佐野です。
0:07:03	ご確認いただいているところ、補足説明資料の、
0:07:07	1 の変更の有無のところなんですけども、
0:07:09	は先ほど大塚さんが言っていた通りで、提出している今の資料は該当の条文に変更があれば、
0:07:16	アライってものを記載させていただいております。ですので、今回の申請で第 1 編の 98 条の 2 は、第 103 条の 2、
0:07:25	または第 2 編で言えば 29 条の 2 だったり 35 条の 2 っていうのが今回変更になってまして、一律該当の道具の人には、アライってものを記載させて説明しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:37	以上です。
0:07:40	規制庁大塚です。承知しました。
0:07:44	機械的に、
0:07:46	変更の有無を記載しているという、
0:07:49	ことなんですけど。
0:07:50	藤椎野ページで 18 ページをお願いします。
0:07:57	と 18 ページの、実用炉則 92 条の 3 項第
0:08:02	10 号のところ、
0:08:03	なんですけど、この中に保安規定の 35 条の 2、
0:08:09	記載されてまして、ここがですね変更の有無がバーになっているんです けども、
0:08:16	今回 35 条の 2 には、変更があったと思いますが、機械的に記載するん であればここは、
0:08:23	アライ、
0:08:24	つくべきだと思いますけど、この点についてどうお考えでしょうか。
0:08:30	ご説明をお願いします。
0:08:36	九州電力の佐野でございます。最初に説明した、
0:08:40	記載の考え方っていうものから変更はないんですけども、ですのでここ の第 35 条の 2 の方は、アライに変更して、またその他のところも再度 確認して、
0:08:50	機械的にアライの方を記載させていただきたいと思います。以上です。
0:08:58	オオツカです。承知しました。この記載については李ということで、
0:09:03	等です、この資料なんですけども、
0:09:08	その基準にかかわらず、
0:09:11	条文に変更があればあり、
0:09:14	にしているということなんですけど、やはり基準に関係する変更がある のかどうかはわかったほうがいいと思いますので、
0:09:21	基準に関係する変更があるかどうかを、
0:09:24	注釈等で明確に記載していただいてもよろしいでしょうか。
0:09:37	九州電力の佐野です。
0:09:39	先ほど、
0:09:41	いただきました、
0:09:45	該当するかどうかを注釈で判断するといった記載、ちょっと記載のほう は考えさせていただきませんが、わかるようにした形で、補足説明資料を 提出させていただきたいと思います以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:59	規制庁大塚です。はい。よろしくお願いします。
0:10:02	続いての確認なんですけども、続いては申請書の方なんですけど、
0:10:11	越冬
0:10:13	申請。
0:10:14	聖書の比較表を見ていただいて、保安規定の 98 条の 2 第 4 項、
0:10:20	の記載なんですけど、ここで安全管理第二課長は、貯蔵庫及び蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に、
0:10:29	管理上の注意事項を掲示するという。
0:10:33	規定になってまして今回担当の課長変更されたということなんですけど、
0:10:39	その注意事項の掲示について、具体的に、
0:10:44	どういう内容を掲示するのかご説明ください。
0:10:50	すいません少々お待ちください。
0:10:53	はい、承知しました。
0:12:15	九州電力本社 3 グループの前山です。ご質問がありました、免責やすい場所に管理上の注意事項の具体的内容なんですけども、まず管理区域の境界ということで管理区域であることを締めて標識をつける。
0:12:30	ことと、あと、中に入ったところに管理区域で、守るべき一般的注意事項、飲食禁止施設とか、そういった一般的な管理区域で業務上の
0:12:44	の注意事項を記載したものを掲示してございます。
0:12:48	ご説明以上です。
0:12:55	規制庁大塚です。承知しました。今ご説明いただいた、掲示の注意事項の内容なんですけども、保安規定の審査基準だと、どこに該当すると。
0:13:07	説明をお願いします。
0:13:12	一つお待ちください。
0:13:14	承知しました。
0:17:11	九州電力前山ですお待たせいたしました。保安規定審査基準で言うところの、
0:17:23	22 条 3 項 8 号、N+資料 1 の
0:17:28	紙資料 1 の資料の通しページ 17 ページのところにもございますが、
0:17:35	その一番下のところ、9 条第 3 項 8 号のところの、
0:17:42	(6)。
0:17:43	区域人員そのものに提出されるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていることを、この部分がガイドずっとを考えています。
0:17:53	以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:58	あ、規制庁オオツカで少々お待ちください。
0:18:11	規制庁オオツカです。すいません
0:18:15	綿Cがさっき確認したのは、1編の方の98条の2第4項の記載についてです。
0:18:22	先ほどご回答のあった、
0:18:26	資料の17ページの、
0:18:29	実用炉則92条第3項第8号については、
0:18:34	第2編の、
0:18:36	方に該当するもんだと思いますので、第1編の方の、
0:18:40	98条の2第4項に該当するものを、回答してください。
0:18:47	失礼いたしました少々お待ちください。
0:18:50	承知しました。
0:20:07	99年電力前山です。失礼いたしました。先ほどの資料1の11ページ通して11ページのところに、
0:20:16	のご説明がございます。
0:20:21	そのの、
0:20:24	イトウ数92条1項9号のところ、Fの6、6ポツですけども、
0:20:30	同じ記載ですけども管理区域セールスマネージャーさせるべき事項、それを遵守させるということをごに該当すると考えて、
0:20:45	規制庁オオツカです。
0:20:47	と、今説明のあった、11ページの92条1項9号のところなんですけど、
0:20:55	ここには
0:20:56	保安規定の98条の2第4項、
0:21:01	の記載がなくて、記載があるのは103条の2だと思んですけども、
0:21:11	今私が確認したかったのは、98条の2第4項の記載のところなんですけど、
0:21:20	98条の2第4項に該当するところのご回答してください。
0:21:31	少々お待ちください。
0:21:34	はい、承知しました。
0:26:39	九州電力前山です。再度確認して等を確認させてください。
0:26:50	目につきやすい場所に管理上の注意事項が何を、何を意図しているかということとそれが保安規定審査基準のどこに紐つくところを、
0:27:00	についても一度精査して資料の方に明記させていただきたいと思えます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:06	以上です。
0:28:00	と規制庁大塚です。承知しました。
0:28:04	注意事項の掲示については、補足説明資料に追加する形で示していただきたいんですけども、
0:28:12	先ほどの5のご回答だと、
0:28:16	掲示について大きく二つの
0:28:19	記載事項があるというふうに、
0:28:22	受け取ったんですけど、管理区域の設定と、あと検視事項ですね一般的な。
0:28:27	その2点が経理として、
0:28:30	大きく記載されてい。
0:28:33	で、その2点についてそれぞれ、
0:28:36	審査基準のどの条文に該当するののかというのを資料の方にまとめてください。
0:28:41	で、
0:28:43	1点目の管理区域の設定については先ほどのご回答があった通り、
0:28:50	同規則の92条1項9号の、
0:28:53	103条の2のところ該当するんじゃないかなと。
0:28:57	考えておまして、もう一つの研修事項については、
0:29:04	炉規則の92条の1項第14号、
0:29:09	のところの、
0:29:11	放射性安全確保のための措置が定められていることというところに、
0:29:16	該当するんじゃないかなと考えているんですけども、九州電力の方でもですね1度、
0:29:22	考えの方整理していただいて、資料の方に記載して提示してください。
0:29:32	了解いたしました。
0:29:36	はい。規制庁大塚です。続いての確認になります。
0:29:40	全般的な、
0:29:42	ことなんですけども、今回の
0:29:45	保安規定変更認可申請で変更されているところについては、
0:29:50	内容の方で承知しました。一方で、保安規定上の記載は変わっていないんですけども、運用の
0:29:58	変更に伴って、担当の課長が変わったということで実態上は、
0:30:03	業務が追加されたところはあるかと思えます。
0:30:08	その部分について、ちょっと網羅的にですね確認をしたいと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:30:14	考えているんですけど、この保安規定に関する業務。
0:30:18	に限ってで、構いませんので、保安規定の今回の申請で変更されてない。
0:30:25	部分について、何か追加や変更のあった業務、
0:30:30	網羅的にですね、列記していただいて、資料の方を提出してください。
0:30:38	もし今、
0:30:40	すぐご回答できるものがあれば口頭でもご説明ください。
0:30:48	すいません少々お待ちください。
0:30:50	はい、承知しました。
0:32:12	お渡ししました九州電力の佐野です。
0:32:14	今回の玄海の保安規定の申請においては、
0:32:18	この規定の変更以外で、
0:32:21	変更箇所以外で、保安規定、
0:32:25	この見えない形で運用等が変わるといったものが、
0:32:29	弊社ではちょっと考えつくものがございません。
0:32:33	以上です。
0:32:46	規制庁大塚です。
0:32:49	今回保安規定上で変更されてないところについては変更ないということなんですけど、例えば第1編の教育訓練等の
0:33:01	項目についてはツジ保管庫の菅梨衣。
0:33:04	の追加に伴って、何か実態上の変更が、
0:33:09	丸運じゃないかなと考えてるんですけど。
0:33:12	保安規定上はですね各課長が不安教育を実施するというふうに規定してあるだけなの。
0:33:17	変更はないかもしれないんですけど、実態上で何か、
0:33:21	変わるようなところは、
0:33:25	それ等、
0:33:26	あともう1点の
0:33:27	けど、
0:33:28	添付2の、地震発生時の措置。
0:33:32	ところもうなにかしら。
0:33:36	実態上の業務が変わるんじゃないかなと考えてるんですけど。
0:33:41	いかがでしょうか。本当に変更はないのでしょうか。
0:33:50	ちょっとお待ちください。
0:33:53	承知しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:59	九州電力様です。お話ししました。まず、教育についてなんですけども、こちらはですね教育対象者等も変わりませんので、
0:38:09	教育の内容で、保安規定のここがこう変わりましたって言ったような、教育はするんですけども、
0:38:16	教育の内容自体も変更ないと思いますので、今回の申請で何か変わっていったものはないの。
0:38:25	ありませんで、
0:38:26	添付 2 の方も、こちらも、地震のときに、例えばパトロールするとかっていうのはあるかとは思うんですけども、
0:38:34	そういったものもですね 98 条の 2 の方で、
0:38:37	補助金の確認を行う高齢者等っていうのは、2ヶ所っていうふうに、
0:38:43	IV、
0:38:44	8-2 側でも、
0:38:46	本当は、管理者が変更になってるっていうのが、
0:38:50	読めますので、今回の保安規定の変更に、
0:38:55	あわせての変更といったものはないのかなと思っております。以上です。
0:39:05	規制庁オオツカです。少々お待ちください。
0:41:23	規制庁お疲れ様出しました。まずう。
0:41:27	教育訓練についての確認なんですけども、対象が変わらない。
0:41:32	というのは、
0:41:34	例えば安全管理第二課長であれば、もともと
0:41:39	貯蔵庫の方の管理を担当してたと思うんですけど、
0:41:43	今回SGF観光の管理が追加になったということで、
0:41:51	教育する対象、つまり、
0:41:54	教育する者が、貯蔵庫とSG保管庫で共通の人物ということでよろしいでしょうか。
0:42:11	九州電力佐野です。その通りでございます。
0:42:19	規制庁オオツカで承知しました。
0:42:22	対象者は一種ということなんですけども、教育する内容は、例えば、貯蔵庫とSG保管庫、
0:42:31	に関しては、教育する内容は一緒なんですか。
0:42:41	九州電力さんなんですけどもこちらも一緒のものとなっております以上です。
0:42:55	規制庁大塚です。内容も一緒ということで承知しました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:00	ちなみになんですけど、下部規定には、具体的な教育内容については記載されてますでしょうか。
0:43:42	吉田草野です。
0:43:45	下部規定において、
0:43:47	教育なんですけど教育の項目は変えたいんですけど、具体的に、
0:43:52	どう記載するとか、教育の細かい、
0:43:55	資料の内容そういったものは規定されておられません。以上です。
0:44:02	規制庁大塚です。下部規定では、その施設を明示して記載しているわけではないということでしょうか。
0:44:17	九州電力様です施設と対象とかそういったものまでは明示されておられません以上です。
0:44:27	規制庁大塚です。承知しますか。
0:44:29	もう一つの添付2の火災が火災じゃなくてと地震についてなんですけども、
0:44:39	少々お待ちください。
0:44:42	規制庁西内ですけど、ちょっと教育のところもう少しだけ聞きたいんですけど。
0:44:46	保安規定に基づく保安教育のイメージが合っていないのかもしれないんですけど、僕等、僕がちょっとイメージが合っていないのかもしれないんですけど、
0:44:58	本当に教育する内容って変わんないんですか。
0:45:01	貯蔵庫とSG保管後で、実際に保管するものも、
0:45:06	保管されている状態も配置も違いますよね。そういうものは教育しないってことでいいんですか。
0:45:18	ちょっとお待ちください。
0:46:21	九州電力さんです。すいません。西内さんちょっと確認なんですけども、今おっしゃられている教育保安規定教育でよろしかったでしょうか。
0:46:30	うん。保安規定教育というのが何を指すのかがちょっと私は定かではないんですけど、私がイメージしていたのは保安規定の、ちょっとお待ちくださいね。
0:46:57	すいませんお待たせしました保安規定いっぺんだと129条130条あたり、
0:47:03	の教育です。
0:47:09	要は今回申請書で変更している箇所あるじゃないですか。それでちゃんと全部必要なこと網羅されてるんだよねっていうことの確認をしたくて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:20	実際に今言った教育内容と違って、
0:47:24	ごめんなさい正直僕の感覚的に言うと、
0:47:28	確かに何か気をつけるような観点は一緒、ある程度共通のところはあると思うんですけど、ちょうどことSG保管庫で配置も物も違うのに、
0:47:39	何も教育内容変わらないっていうことが果たしてあるのかっていうのがすごい疑問で、実際は教育する内容が変わっているけど、さっき言った129条とかだとさっき大塚も言ったように、主語が各第二課長、
0:47:52	となっていて、教育する対象者ももうすでに現行のまま、かかわらないので、本規定上は変更ないんだけど、ただ本規定のこの本教育に基づく実際の教育内容っていう実態は、下部規定とか、
0:48:06	にかかわらず、変わっているよ。
0:48:08	でも保安規定は今のままで問題ないんですけどっていうそういうことなのかなと理解してたんですけど。
0:48:14	という趣旨ですね。
0:48:22	ありがとうございます少々お待ちください。
0:50:52	すいません。九州電力の佐野です。お待たせしました。
0:50:58	放射線
0:50:59	安全に関する教育なんですけども、ドラム缶だとか、その物っていうよりもですね、放射性固体廃棄物を網羅した形でですね教育を行っておりますので、
0:51:12	今回の変更に合わせての変更、境界の変更っていうものはございません。以上です。
0:51:21	規制庁の西内です管理の仕方っていう観点では、今おっしゃってることは何となく理解できるんです。確かに
0:51:30	配置とかそういう部分は変わらんとするもの自体にそこまで変わらないので、管理する観点でそこまで大きな差はないのかなという気はしますと。一方で今度、
0:51:41	脚管理する対象が増えてますよね。いっぺんとして、
0:51:45	そういった周知も特に教育っていうのは特になんないということですか。
0:51:51	それもなぜそういう理解でいいんですかね。
0:52:12	すいません九州電力さんですそちらについてはですねまず、保安規定が変わるっていうことで、
0:52:18	どういったところが変わるのかっていう周知で儘田アナウンサーれるっていうのが1点ですね。で、
0:52:24	やっぱりその、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:26	細かい、
0:52:27	細かいってどうか
0:52:29	それに関わる教育について保管規定のここが変わったってことでの教育ってというのは、
0:52:34	本規程が変わったってことで教育ってというのはあるかと思います。以上です。
0:52:41	規制庁西内です。で、保安規定がそういう変わったよっていう要は管理対象が増えたよっていうそういう教育だと思うんですけど、教育とか周知なんですかねそれはあれですかね保安規定の 129 条に基づくと所員への教育。
0:52:55	ていう部分に基づく教育ではないっていうそういう整理ということですか。
0:53:18	すみませんちょっとお待ちください。
0:53:48	すみません九州電力さん、変わったことの周知といったものはですねこの教育と、あと別のものとなっております。以上です。
0:53:55	規制庁に周知するお返ししました最後に 1 個だけですけど、
0:54:00	今いる会員の方、例えば安全管理第二課長であればそのカーに所属する方は保安規定が変わりますよっていう周知がされて、
0:54:10	まず SG 保管庫が我々雨夜安全管理第二課の管理対象なんだなっていうことがわかるわけですよ。
0:54:16	そのあとに具体的な管理の仕方っていうのは他のものとあまり大きく差はないので、共通的な管理の仕方っていうのが教育されるっていうその流れは理解できましたと。一方で、
0:54:26	移動してくる人ってもちろんいますよね、安全管理第二課に新しく。
0:54:31	そういう人に対しての教育のときに、SG 保管庫も対象だよ、我々の管理対象だよっていうことは教育しないってことなんですけど、それはどういう教育がなされるんですかね。
0:54:46	ちょっとお待ちください。
0:55:46	すみません九州電力の佐野です。繰り返しになるところもあるんですけど今いらっしゃる方っていうのは先ほど言った通りで話して帰りましたような 11 で、そういった変更がわかるんで、
0:55:59	それ以降で入ってきた規程変更以降に、新しく、その下に入ってきた方っていうのは、その際にはですね規定文書が変わっております、
0:56:11	その規定文書に基づく力聾の取得といったものを行っていきます。
0:56:16	ので

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:20	そうで
0:56:23	厳しい規制部署が変わっている内容に基づく、
0:56:26	力量取得を行っていった形になります。以上です。
0:56:37	衛藤規制庁西内です。
0:56:40	何となくちょっと全体感がイメージできてきたんですけど、今おっしゃった力量取得っていうのはごめんなさい今 129 条の保安教育部分の話をしてたと思ったんですけどその話でよかったですか。
0:56:51	何か別の話をされてた。
0:57:07	すいません少々お待ちください。
1:00:34	九州大学さんのです。すいません先ほどのお渡ししました力量取得についてはですね、
1:00:38	こちらの表とは別の、
1:00:41	教育というふうになっております。以上です。
1:00:49	規制庁西内ですちょっと話が違うかるので 1 回 129 条で、確認をしたいんですけど。
1:00:58	今 129 条って手元にも、まずあります。
1:01:12	はいすいませんよろしくお願ひします。
1:01:15	まず、(1)で、
1:01:19	(1)かな。
1:01:23	(3)か、(3)からが今回安全管理第二課長が具体的に関係しそうな話ですけど、各第二課長は、具体的な保安教育の内容を定め、
1:01:34	これに基づき、保安教育の実施計画に従い保安教育を実施するってあると思うんですけど、
1:01:40	安全管理第二課長か、まず
1:01:45	ここで言う保安教育として、具体的に何をしているかっていうのをまず教えてもらってもいいですか、現状で結構ですので、
1:02:04	少々お待ちください。
1:02:07	規制庁西内です。関係する部分だけで結構ですよ。この間、端的に言うると今、貯蔵庫の管理をしていると思うんですけど、
1:02:16	諸動向に関係する部分で何をしているか。
1:02:20	で、最終的にはそれがSG保管庫管理と安全管理第二課長の管理対象になったとしても変わらないんだということが確認できればいいです。
1:02:36	了解しました社長お待ちください。
1:04:20	規制庁西内です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:23	多分、時間がかかりそうな気もするので最終的には資料にまとめて出して欲しいんですけど、ちょっといろいろ話聞いててちょっと何となく自分の理解が進んできたんですけど、
1:04:32	多分 129 条に基づく保安教育っていうのはさっきおっしゃってたように、まさに技術的なというか、
1:04:42	例えばその各
1:04:44	課の所掌的なところからやる話ではなくて、
1:04:47	廃棄物の管理方法っていうのをある程度
1:04:55	ジャンルごとに多分注意すべき事項をまとめるとそういうことかもしれないですけど、
1:04:59	その共通的なような教育方法にまずなっていると。そういうところで廃棄物の管理っていうところに関しての、
1:05:08	力量っていうのを取得するようにしますと。
1:05:12	で、
1:05:14	まさにそのさっき力量取得って多分最初におっしゃったのって、三条の品質マネジメント計画に基づく取り組みなのかなあと、ちょっと想像したんですけど。
1:05:24	そういう意味で言うと、本規定の三条のマネジメントシステムの中で、
1:05:34	6 の資源の管理のところでは要員の力量の確保及び教育訓練ってあると思うんですよね。
1:05:40	ここで、要員はみずからの個別業務についてちゃんと、
1:05:45	認識しているようにするっていう話があるので、
1:05:48	だからまさに安全管理第二課員が、自分の訴訟業務として、SG保管庫っていうのが今回追加になってますよう、SG保管後も、
1:06:00	安全管理第二課の所掌なんだよっていうことは、この三条の品質マネジメントシステムに基づく力量管理の中の取り組みとしてやることであって、
1:06:10	その力量管理のワンパーツに、この 129 条の保安教育っていうものがあるってその中で具体的な管理方法とかそういうものを教育しています。
1:06:19	ていような枠組みなのかなあとちょっと話を聞いていて何か理解したつもりなんですけど。
1:06:25	まずそれでいいのであれば、そう回答して欲しいって、そうすると、129 条の方は、確かに貯蔵庫とあまり留意する事項は変わらないので、結果的に今日、SG保管校として、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:37	特別に何か教育しなきゃいけないことはないです。ただ 129 条の方は実態も含めて変わりません。
1:06:45	で、そうすると、3 条の方の力量確保っていう部分は、
1:06:49	その所掌が変わる以上は変わってくると思うので三条の方は実態上の変更はありますっていうそういうことなのかなと思ったんですけど。
1:06:58	ちょっと自分の理解が合ってるか間違ってるかも含めて説明いただけますか。
1:07:09	それで持ちください。
1:10:36	九州電力の前山です。江藤先ほど西部さん言われた通りの認識で、我々も考えています保安規定教育はこの保安規定の中身の教育であって具体的な
1:10:48	業務の中身っていうのは先ほど言われた品証の中の力量を、の中で、細かく細かくといいますか、具体的な力量を確認していくものと考えています。
1:10:59	その力量の
1:11:01	を確認するために教育の中にですね、
1:11:05	今回例えば貯蔵が増えましたということで内容が変わるかという我々変わらないと考えています。対象物は確かに増えるというのは、その通りですけども何が増えたかというものは、
1:11:19	規定文書の改正の周知で理解できますし、それについて新たにこう新たな管理方法が増えるとかそういうものではないですので、新たに理経を付与しなければならないとかそういった、
1:11:31	変更はないものと考えています。
1:11:34	説明以上です。
1:11:36	あ、衛藤規制庁ニシウチです。
1:11:39	具体的な管理方法として何か今回のSG保管庫が特別な、
1:11:45	管理方法が必要になるとかそういうことを意識してるわけではないのでそこはある程度共通理解なのかなあと感じました。で、ちょっと明確に確認したいのは、
1:11:55	三条のその力量、品質マネジメントシステムの計画の中で要員が必要な力量を有していること。
1:12:03	ていうものの中には、
1:12:05	まず要員が自身の業務内容を理解していることって絶対入ってくると思ってるんですね。だから、力量が確保されていることの確認にあたっては所掌業務をまず理解しているか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:12:19	その所掌業務おり、実施する上で十分な力量があるかっていうような流れなのかなあって思ってたんですけど。
1:12:27	そこはイメージ合ってます。
1:12:34	はい、ご認識の通りです。はい。規制庁西内です。そうであれば、確かに129条の方で、具体的にその管理方法として実施する保安教育内容は変わらないってことはある程度理解ができるんですけど。
1:12:48	最初に回答いただいた、今回変更した申請
1:12:53	条文以外の部分で、何も実態上変わりませんってところはやっぱりよくわからなくて、まさに三条の力量確認の仕方が、所長が変わってる以上は変わるんでしょうってことかなと理解したんですけどそのイメージ合ってますか。
1:13:19	少々お待ちください。
1:14:26	九州電力前山です。力量の付与のに関しては変わらないと考えています。実際、
1:14:36	今回の例でいうと、見なければならぬ範囲は増えるんですけども、
1:14:43	必要となる力量が変わるわけではありませんので、その対象物が増え、増えたことに関する理解は、この規定文書の
1:14:53	改正周知で把握されます。
1:14:56	それによってどんな力量が変わるかという、変わらないという理解です。今、今有してる事情で業務を実施することは可能と。
1:15:06	考えています。ただ、その対象の範囲が増えるということに関しては、うん。
1:15:12	保安規定が変わったというない内容が変わったことを理解することによって網羅されると。
1:15:18	考えています。
1:15:19	以上です。
1:15:22	衛藤規制庁ニシウチです少々お待ちください。
1:16:29	規制庁西内です多分自分の聞き方がちょっと悪かったかもしれないです。ね要は
1:16:36	安全管理第二課の訴訟が増えることは間違いないわけですよ。具体的な個別業務が、
1:16:42	ただ結局それに必要な力量が変わらないってところは何となく、私も理解できました。で、その必要な
1:16:52	必要な個別業務がまさに増えるって部分は、
1:17:00	何か本規定に基づいて次。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:09	例えば、その三条でいうところの、
1:17:14	5.5、責任権限及び情報の伝達、
1:17:18	あたりのところに基づく取り組みとして実施するっていうこと。
1:17:22	ではないんですかね。
1:17:24	そうでもないっっちゃうことなんですか。
1:17:36	お待ちください。
1:19:05	すいません九州電力の佐田です。西内さんが今聞いているのは、
1:19:12	5.5. 4 の組織内部の情報伝達、
1:19:16	こういったところに、
1:19:20	今回、今回とか、保安規定が変わったときの、
1:19:24	変更内容の周知が、
1:19:26	含まれてるってことでいいんですよねっていうの確認ですか。
1:19:31	Aとですね規制庁ニシウチです。5.4 は、5.5. 4 はもう明確に
1:19:39	各委員会の内容がっていうふうにもう限定されているので別にここに入るとは思ってなくて、ちょっと趣旨だけ最初に言っておくと、
1:19:48	確かに力量、
1:19:52	等、その力量を確保するための保安教育の具体的な内容が、SG保管庫の追加に伴って変わるものではないっていうことはまず、ある程度共通理解とれたと思うんです。
1:20:04	で、一方で、じゃあ、実際のその個別プロセスですよ品質マネジメントでいうと、
1:20:11	個別プロセスとしてSG保管庫の管理っていう業個別業務を実施するにあたって本当に何も変わらないんですかと言われると、
1:20:21	確かに力量とか教育訓練は変わらないかもしれないですけど、SG保管庫にカーの管理に関するマニュアル、そんなに大したものじゃないかもしれないですけど、
1:20:32	そういうものは追加にならないんですかね。
1:20:36	安全管理第二課の中で、
1:20:39	SG保管庫これくらいの頻度で点検するよとかそういうものって、何か何に持っていかないんですかね。
1:20:52	ただ周知の方で話をする多分こっちの方が多分イメージが湧きやすい気がしたのでちょっとすいません話を若干変えましたけど、
1:21:02	九州電力の田仲といいます。まず
1:21:06	保安規定で、例えばSG保管庫の首相が1課から2課に変わりますということが決まりとですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:15	各課が持つてるその業務要領、規定文書ですね。
1:21:19	それを例えばそのSG保管校、
1:21:23	1課が持ってたその規定文書の中にあるその遵守するためのチェックシートとかですね。
1:21:30	あと前、
1:21:32	もともと1課所長ですよっていうのは、それぞれそのまま2課の方にですね 規定文書として
1:21:39	委員会の規定文書の中にSG保管庫が対象になるっていうことと、原資 のためのチェックシートとか、1課と同じものになると思うんですけども、 そういったものは2課の
1:21:50	規定文書に反映して書いて、2課の方が書いて、
1:21:55	それをですね
1:21:58	民間の安全会議についてはそれを書いていただくにちゃんと
1:22:05	福地としてですねその内容を確認をしますと。
1:22:09	一方、例えばその二階に新しく入ってくる安全会については、
1:22:14	まず、力量のチェックを力量があるかチェックをするんですけども、とび あのチェックシートの中に、完全にその言葉通りじゃないと思うんですけども
1:22:24	規定文書の要は安全にかんがみ、業務遂行する必要な業務を遂行す るに必要な規定文書の理解っていうのがあって、それを理解してればチ ェックということで、
1:22:37	になりますのでそういった意味では企業評価表自体は何ら変わらない んですけども、
1:22:44	そういった確認をやって何て言うんですかね、
1:22:49	業務をしているという状況になります。
1:22:52	はい出てきているな。
1:22:55	規制庁西内です。すいませんちょっと私の理解がちょっと悪かったです ね何となくイメージできてきましたので、
1:23:03	多分私今三条の品質マネジメントシステムでちょっと話しちゃったんです けど多分ここで話すと、
1:23:11	結局ここを、
1:23:13	の個別プロセスとかの具体的な内容が、各98条の2とかそっちの方に落 ちてくるので、若干ちょっと話がわかりにくくなっちゃうので、ちょっともう 1回そっち戻しますね。ちょっと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:23	今私が理解してることをちょっと話すんですけど、間違っていればちょっと言ってください。
1:23:28	まず今回SG保管庫が安全管理第二課の所長として増えました。そういったものはもちろん週販規定が変わったので周知はします。で、具体的な
1:23:39	じゅん椎名四方とかそういった、
1:23:44	個別プロセスのそのマニュアルっていうものは、98条の2とかのその個別条文が変わっているので、その下に紐づく下部規定として更新はもちろんしますと。
1:23:55	で、
1:23:56	じゃあ保安教育 129 条に基づく保安教育とかは何も変わらないのかっていうと、何も変わらなくて、それはそういったチェックシートに基づいて個別具体的な教育をするものではなくて、
1:24:10	保安写生固体廃棄物ってそもそもどういうものなのか、どういうところに留意して、確認する必要があるのかとかそういった共通的な基礎的な部分とかを含めて教育するものだ。
1:24:21	ただ 129 条の保安教育に基づく内容っていうのを下部規定も含めて変わらないんだ。
1:24:27	そういう理解をざっくりしたんですけど合ってますか。
1:24:33	PC電力のタナカ です。理解は上がってます。
1:24:39	規制庁西内です。了解しました。
1:24:45	ちょっと申し訳ないんですけど、
1:24:48	今回の変更内容、
1:24:50	以外で実態的に何が変わるのかっていう部分をちょっと明確に確認したかったっていうのが趣旨なんですよ。で、最初は教育内容もちろん変わるんだよなんて思ったんですけど、そこ変わんないっていう話はあったのでちょっとその、
1:25:04	例えば 129 条に基づく教育内容が、現状こういうものをしていて、今回の変更に伴って特段それが変わるものではないっていうことがわかるようにちょっと審査書のほうには明記しておいていただいてもいいですか。
1:25:19	言われた 129 条の教育に関する内容で、
1:25:23	書けばよろしいでしょうか。
1:25:25	規制庁西内です。そうですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:28	その際に今私の方からチラッと書いた 98 条の 2 に基づく下部規定として、具体的な確認、
1:25:37	ミイ、マニュアル巡視マニュアルみたいなもの。
1:25:40	チェックシートみたいなものをおっしやってたと思いますけどそういうのは 98 条の 2 の方では更新があるんだけどそういったものまで、保安教育に基づくものとしてやっているわけではないと。
1:25:49	ていう旨が本教育で、どういうことを目的としてどういう内容やってるんだっていうことを書いてもらった上で、そういった 98 条の 2 側のチェックシートとかまでは別に教育してるものではないんだと、目的に沿ってない、その目的とはちょっと違うものなんだということがわかるように書いてもらえればなと思うんですけど。
1:26:06	今私が理解するのはそういうことだったんですけど。
1:26:09	合ってますかね。
1:26:14	電力の田仲です。理解は合ってますので、では、その旨補足説明資料の方に反映するようにしますので、
1:26:22	はい。よろしくお願いします。
1:26:38	規制庁大塚です。
1:26:44	不安教育と同じ観点なんですけど、先ほど言った通り、
1:26:48	地震発生時の措置ですね、地震にかかわらず自然現象全般、
1:26:55	においても、下部規定等で実態上の変更があるものについては、
1:27:01	資料の方に網羅的に記載してください。
1:27:05	保安教育と、この地震発生時の措置。
1:27:08	にかかわらず、全般的な業務について、
1:27:12	保安規定では変更されていないけど、実態上の変更があるものの、
1:27:17	については資料の方に上げて提出してください。
1:27:21	以上です。
1:27:38	少々お待ちください。
1:29:40	これ九州電力アサノですいません。お待たせして申し訳ありません。先ほど言っていたのは、保安規定が今回、
1:29:49	変更になるんですけども、その変更に伴って変わる規定文章。
1:29:54	網羅的に抽出するといった趣旨でよろしいですか。
1:30:04	規制庁大塚です。確認の趣旨は、
1:30:08	保安規定上の記載は今回の変更で変わらないんだけど、
1:30:14	業務上はSGの観光の管理が追加されたことによって、何か、
1:30:20	追加の業務が発生するというようなものを確認したいんですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:25	つまり保安規定上では現状の記載で読めるけれども実際には、
1:30:30	担当する施設が増えたことによって業務が増えるというものについて、網羅的に確認したいという趣旨です。
1:31:33	九州電力様です。
1:31:35	ご指摘の趣旨はわかりました。ただ、
1:31:42	この人変わってなくて、
1:31:46	保安規定が変わってないところで運よく買わないっていうのは先ほどの教育の例もあってですね。
1:31:52	ないと考えてますので、その町、先ほど西さんが言われた通り説明資料作ります説明を新規に作る予定ですので、
1:32:03	記載していただくかなと思います。以上です。
1:32:13	規制庁大塚です。保安規定のまず記載が変わらないところ。
1:32:19	についても追加の業務があるかもしれないっていうのは、保安規定上で例えば各課長っていう記載がよく出てきますけど、
1:32:26	各課長という記載してれば、担当の課長が増えてもそこで読めるので、
1:32:31	変更しなくても、
1:32:34	いいというふうになりますけど、そういったところろで今回、変更がないってことで、こちらでな、見落としていないところがないかどうか確認したいので、そういう趣旨で、
1:32:45	もらって検証してくださいってまず言ってます。
1:32:52	もう一つの具体で挙げると、先ほどの自然現象の
1:32:57	話のところ、
1:33:00	地震や火災等が起こった時に、現象施設の損傷の有無を確認するというような規定が添付にあるかと思えますけど、
1:33:09	これについては、今回のSE保管高、
1:33:14	の管理が対象業務として増えた場合に、
1:33:20	対象の施設が増えたということで、業務が追加された。
1:33:25	されるっていうことになると思うんですけど、
1:33:30	ところについては、業務が増えたという認識。
1:33:34	でよろしいでしょうか。
1:33:36	それとも、
1:33:37	ところについても、
1:33:39	その施設が増えたことに、
1:33:41	対して追加の業務を発生していないという認識でしょうか。
1:33:47	ご説明お願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:09	九州電力佐野です。ご指摘の趣旨はわかりましたので一度そうですね各課長となっているところ、
1:34:16	再度確認させていただいて、
1:34:19	変更がないけども運用が変わるようなところがあれば、
1:34:23	先ほどの教育の後に、
1:34:26	追加で記載させていただきたいと思います以上です。
1:34:32	規制庁大塚です。
1:34:34	はい。各課長という記載にかかわらず、何か他の記載で、変更しなくても読めるようなところがあるかもしれないので、そういう、そういう観点で、全体的に確認をお願いします。
1:34:48	はい。以上です。
1:34:53	吉田横沢です。了解しました。
1:34:58	規制庁西内です。ちょっと1個だけ、もしこの場で回答いただけるのであれば先に回答して確認しておきたいんですけど。
1:35:05	今大塚が言ったまさに地震が発生した時、
1:35:08	添付2の方で具体的に5弱以上の地震が発生したときに、各第二課長が
1:35:16	原子力施設の影響等を確認するって書いてますけど、
1:35:19	これSGF観光って対象の範囲になってるんですかね。
1:35:23	確認対象じゃないんですかねここに基づくものとしては、
1:35:31	ちょっとお待ちください。
1:36:14	弊社電力様です。衛藤。ちょっと確認をさせていただくんですけども、対象というふうに考えてはおります。以上です。
1:36:22	ただ、
1:36:24	対象ではあるんですけども、
1:36:27	第1編の98条の2で、
1:36:30	安全管理第二課長がパトロールするって言った。
1:36:33	運用で、変更になりますんで、
1:36:37	結果社内の規定文書等が変わっていきますので、
1:36:42	この変更がないから、
1:36:45	とか、そう言ったので変更というのはないです。以上です。
1:36:53	衛藤ニシウチですけど。
1:36:56	何か後ろの方の説明がよくわからなくて何を言いたかったのか単純に若干繰り返しですけど、我々が確認したかったのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:05	今回保安規定の変更がない部分についても含めて、まず実態何が変わるのか。
1:37:11	実態として何が変わるのかっていうのをまず確認したかったんで、
1:37:17	その上で、
1:37:19	実態変わるけども保安規定の変更がない部分。
1:37:22	もう、
1:37:23	ちゃんと実態の変更に合わせて、読めるような本なってるかよう変更の必要がないのかどうかっていうのは漏れなく確認したかった。
1:37:31	ていうのがまず趣旨ですと。
1:37:33	で、今のままに具体的な地震の話でいうと、地震発生時に、影響を確認する施設としては、一辺としては増えるわけですよ。
1:37:46	だからまさに実態は一遍としてまず増えているってということだと思って。
1:37:50	たんですけど、そういう実態の変更があるかないかをまず確認したい。その上で、実態の変更はあるけど、今回の添付 2 のところで関係する本機器関係する本規定として添付 2 があってその部分では特段変更しなくても現状のままで読めるんですけどっていうようなものを、
1:38:06	審査資料として充実化して欲しいというイメージでおりますが、
1:38:10	何か伝わりますかね、今の説明で。
1:38:18	伝わりましたので、
1:38:21	再度ちょっと何が変わるのかっていうのから整理していきたいと思えます。以上です。
1:38:27	はい。規制庁西内です。そういう意味で言うと今の地震の話はまさに実態は変わるってということだと理解してるんです。
1:38:34	おっしゃる通りパトロールとか安全第二課長がやるっていうのと日常の巡視をやるよっていう話は 98-2 で書いてるんですけど、あくまで添付 2 は地震発生時の措置として保安規定に定めていて、
1:38:46	そこは、添付 2 の方に基づく行為として追加になると思うんですよ。実態として、
1:38:54	ただ保安規定上は関係はしてるん追加になってるんだけど保安規定上別に変更する必要がないっていう位置付けだと理解をしたので、そういう理解であればそれがわかるように明確に書いていただければと思います。
1:39:06	多分これ自然現象系は少なくとも他も同様の条文あると思うので基本的には同じだと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:39:12	あとはそれ以外の観点ですね他の条文も含めてないかどうかも含めて確認いただければと思います大塚が言ったことの繰り返しですけども、
1:39:21	よろしくお願いします。
1:39:23	規制庁側から他何か、よろしいですか。
1:39:27	はい。ありがとうございます。衛藤。
1:39:30	今日の規制庁側からの確認事項以上ですけども、
1:39:35	九州電力から現時点で何かありますか全体として、
1:39:42	九州電力から側からはわかりません。
1:39:46	はい、ありがとうございます。今日の確認した点が共通理解取れているか確認をしたいんですけど、
1:39:54	何かホワイトボードみたいなものをとっていただければ画面共有していただくか、今日そこまで聞
1:40:01	点としては多くなかったと思うので読み上げていただく形でも結構ですけども九州電力の方からお願いしてもいいですか。
1:40:09	はい。九州電力で少々お待ちください。
1:40:26	すいません九州電力の佐野です。今回、3点あると思ってまして。1点目から3点すべて読み上げさせていただいて、主
1:40:39	認識誤り等がありましたらそのあとご指摘いただけたらと思いますんで、
1:40:44	まず1点目なんですけども、
1:40:47	本規定審査基準との整合について、
1:40:53	アライになってるものバーになってるものっていうのでこちら機械的にアライに、
1:40:57	してるんであればそれを統一することで、ただ、
1:41:01	その中で規制審査今回の改正がですね保安規定審査基準のどの部分に該当するのかっていうのは注釈等でわかるようにすること。
1:41:12	てのが一つ、どう考えておりますね。はい。二つ目ですけども、
1:41:17	こちらは
1:41:19	通常観光であたり貯蔵庫等に、
1:41:22	注意事項を掲示するといった記載が、今回変更になってんですけども、そちら、
1:41:28	それぞれ審査基準の何に該当するのか、こちらの値、あと、
1:41:33	こちらが2点目と考えております最後3点目ですけども、
1:41:38	こちらについては

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:40	ざっくり言いますと、保安規定の変更がないところで、運用に変更があるものは網羅的に抽出すると、例えば、
1:41:48	脅威くうにおいては、
1:41:51	実態として何が
1:41:54	関係の中で変更になっている
1:41:58	ただそれっていうのは代休は 98 条の 2 の、併せて規定文書の変更とかで 129 条の教育には、
1:42:08	教育っていうのは網羅、廃棄物管理であったりそういったことを網羅的に教育しているので、
1:42:17	今回の保安規定の変更。
1:42:19	ミウラ変更ありませんといったことを、こそ説明資料に、
1:42:24	追加して、追加すること、以上の 3 点と考えております。
1:42:31	規制庁ニシウチです少々お待ちください。
1:42:39	衛藤規制庁ニシウチですけど、ありがとうございます基本的には大きなずれはないと思っていて若干補足も兼ねてなんですけど、一番最後の
1:42:51	本規程上変更はないけど運用の変更がある部分は抽出して説明することっていう部分ですけど、保安教育の部分は結果的にそれには該当しないっていうことだと思うんですよね。
1:43:02	なんですけど、
1:43:05	一見して変わり得ると。
1:43:09	思える部分なのでちょっと補足的に、にまず審査資料には明記していただきたい。
1:43:16	で、
1:43:17	そういう意味でいうと、まさに本規程上変更はないけど運用を変更するっていうもので該当あるものとしては自然現象形の、まさに自然現象発生した時の対応っていうところは、
1:43:28	その施設が追加になっている以上追加の運用は発生すると思っているのでそういった部分も含めて、網羅的に該当するものについては、明確に示していただければと。
1:43:38	本規程上変更はなくて運用上の変更もない部分については、それ網羅的に説明するとすごいボリュームになってしまうので、そこについては保安教育だけちょっと例外的に説明をいただければと思っています。
1:43:51	ということで
1:43:53	多分共通認識だと思いますけど大丈夫ですかね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:58	草野です。西内さんと共通認識は書かれてると思います。以上です。規制庁西内ですよろしくお願いします。で、ちょっともう1点これも補足なんですけど、2点目の確認事項。
1:44:10	については、最初の九州電力側からの説明で、98条の2に基づく注意事項の掲示として、
1:44:22	管理区域の話と、
1:44:27	禁止事故の話と2点あった。
1:44:29	とおっしゃってたんですけど、
1:44:31	本当に98条の2に基づく注意事項として管理区域の明示っていうところも本当にその条文に基づいてやっているのか。
1:44:41	ていうところから、ちゃんと整理をしていただいた方がいいと思っています。103条シリーズ100、100条以降で管理区域系の規定があるんですがそっちに基づいてやってるんじゃないですかねそっちの注意事項って。
1:44:53	まだそこら辺も含めて明示注意事項っていうものが、何条に基づく注意事項というのがまずはSG保管庫に掲示されていて、それらがそれぞれのどの条文に該当するのかっていうのを明確に説明いただければ明確になるのかなと思いますよろしくお願いします。
1:45:12	はい。欠電力サノです。
1:45:15	何に基づく刑事なのかっていうのを整理して、資料の方に追加させていただきたいと思います。以上です。
1:45:22	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
1:45:26	ちょっと予定時間過ぎてますけども、こちらからも11号かよろしいですかね。はい。
1:45:32	最後にスケジュールだけ確認させていただきたいんですけども、
1:45:37	現状、九州電力の方からも今後考えてるスケジュール何かあれば説明いただいてもいいですか。
1:45:46	九州電力の佐野です。まず、本日いただいた、
1:45:50	コメントはですねちょっと網羅的な確認があるので東京支社を通じて、ちょっと資料提出の時期っていうのは調整させていただきたいと思います。ただ、
1:45:59	今回のヒアリング
1:46:03	はですね、案件の本文に、
1:46:06	影響を与えるようなものではないのかなと私たちの方とらえておまして、審査会合等でもですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:13	その等の記載であったりそういったところ、
1:46:17	保安規定の本文の今の申請内容に関わる場所の変更。
1:46:21	変更するようコメントいただいているのもありますので、そちらの補正の方ですね、
1:46:27	8月の
1:46:29	間、ちょっと社内手続き等もありますので、メーカー、
1:46:34	ぐらいにさせていただけたらなああと、具体的な地形については東京支社付で調整するんですけども、聞いていただけたらなと思っております。イエス。
1:46:45	規制庁西内です。ちょっとすいませんうまく聞き取れなかったんですけど、補正の時期具体的な日程は今後調整しておっしゃってましたけど、どれくらいっておっしゃいました。
1:46:55	いつぐらい。
1:46:57	8月の
1:46:59	2周目の、
1:47:01	後半、10日かその次の週というふうに思っております。以上です。
1:47:08	はい。規制庁西内です。少々お待ちください。
1:47:17	規制庁西内です。スケジュールカン了解しましたこちらとしても今日の確認事項は基本的に本部にはねるものではなくて、最後に
1:47:27	申請内容に漏れがないかの確認のために運用に変更がない運用に変更があるけどこの規程上変更がない部分を明確に説明してということを書いてますけども基本的に漏れが今現状あると思っていないので、
1:47:38	そこについて審査資料出てきたタイミングしっかり確認をさせていただきますけども、補正申請の方の準備は進めていただければいいのかなとは思っています。
1:47:47	ただ具体的な時期等については東京支社の方を通じて事務的にご連絡をいただければと思います。
1:47:54	規制庁側からスケジュール含めて何か全体通してありますか。
1:47:58	よろしいですか。
1:48:03	はい。規制庁の奥でございます。本日のやりとり通じて修正ですとか、補足説明資料の追加もございました。
1:48:09	今後審査制度の作成に向けて、作業進めていくことにはなりますが、また組成の方いただいて引き続きやりとりしながら作業進めていけばと思いますよろしくお願ひ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:24	九州電力の佐野です。すいません。これ、今後も引き続きよろしく願いいたします。以上です。
1:48:30	はい。規制庁西内です。
1:48:33	九州電力側から全体通して何かありますか。
1:48:39	九州電力の方からは特段ございません。以上です。
1:48:43	はい。規制庁西内です。了解しましたそれでは今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますありがとうございます。
1:48:50	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。